

戦国時代禁裏女房の基礎的研究

——後土御門〜後奈良天皇期の内裏女房一覽——

松 蘭 齊

はじめに

本稿は以下のような関心に基づいてなしたものである。

第一に、この時期の公家の日記には、中世前期以前の日記に比較して内裏や自家の女房たちに関する記事が量的に増えている。日記を史料的に解釈するためにも、またこの時代の日記の記主たちがどのような関心で日記を記したかを考えるためにも、この時代の女房に対する理解が不可欠であると考ええる。しかし、そのために必要な基本データは逆に乏しくなっている。系譜的な理解に不可欠な系図の類でも、室町期に成立したその後の情報は諸本ごとに付加されたためか、『尊卑分脈』もこの時期は極めてデータが乏しくなっているし、他の補任類も同様である。そのため基礎的なデータの蓄積と整理が必要である。

第二に、朝廷や公家の政治的・経済的な力が衰え、その組織も縮小化していく中で、女房たち（尼門跡に所属したり、各家やその関連の尼

寺・庵などに住む尼も含む）の役割は総体的に大きくなっているように感じられる。

中世の女房を説明する際に、令制もしくは平安時代の女官あたりから叙述している概説などを見かけるが、中世後期は名称は受け継いでいても実体はほとんど別のものと想定し、その時代の史料から復元していった方がよさそうに思われる。また、中世の禁裏や仙洞の女房制度を知るために、『女房の官しな事』（『群書類従』正編第五輯）などの故実書の類は便利であるが、どの時期の状況を著したものかを吟味して使用する必要がある。どの時代に対しても無暗に当てはめようとすれば、史料から見えるものも見えなくしてしまうこともありえよう。それらからも距離を置いて、史料から復元したものにつきあわせていく必要がある。

第三に、この時期に現われた『御湯殿上日記』は、中世後期の女房制度の変化を前提として生み出された可能性が強く、また日記としても、内裏の女房たちによつて交替でかつ仮名で書かれていること以上に、それ以前の公家の男性の日記とは違った構造を持つていようである。第一の問題も、この女房制度の変化を反映している可能性が強く、その分析そのものがそれらを含み込む当該期の朝廷（天皇制）そのものの理解に結び付くと考えられる。

この時期の『御湯殿上日記』は、後土御門天皇の文明九年からその崩御の年まで残され、次の後柏原天皇の代を飛び越して後奈良天皇の踐祚の年から再び残されている。この間の時期については、『実隆公記』や『二水記』、短いものであるが後柏原天皇みずからの日記などによつて復元して連続して考えられる土台作りが必要である。

当該期の内裏女房についての研究は、奥野高広氏の戦前の研究¹⁾以外、

この時期全体にわたっての禁裏の女房の補任や在任状況を総体的に把握した研究は乏しい。奥野氏の研究は今に使える内容であるが、誤りも含んでいる。

典侍や勾当内侍についての吉野芳恵・木村洋子氏の研究⁽²⁾は優れた内容であるが、その職の相伝と彼女らを出した「家」の問題に重点があり、その範囲も女房たち全体を論じたものではない。湯川敏治氏の研究⁽³⁾は全体を見渡そうとしたものであるが、文明期に限られていて、彼女らを既成の公家男性の「家」の階層で分類してしまうと逆に当時の女房たちの実態とはずれを生じているように思われる。神田裕理氏の研究⁽⁴⁾は、当該期に続く時期の内裏女房に関する問題をよく押さえたものであるが、室町・戦国期の実態や変化との接続面は弱いように感じられる。鎌倉末から戦国期までの理解を進めることが、近年盛んな近世の朝廷・公家研究への接続をもたらし、より研究の進化が期待されるように感じられる。

当該期の内裏にどれくらいの女房たちが所属し働いていたのかは判然としない。女房たちが輪番で記した『御湯殿上日記』でも、天皇の日常を記すことがその目的ではあるものの、記主である彼女たちが禁裏女房の上層部であったためか、その下に仕えていた複数の下級の女房たちの名はほとんど登場しない。これは、男性公家の日記でも同様であり、山科言継の日記以外、彼女たちの名前が記されることがほとんどないため、その実態はなかなかつかめないのが現状である。ここでもこれらの日記に日常的に名前が現われる女房が中心であり、下級の者についてはまた別の機会に考えてみたい。

第一章 後土御門天皇期

(一) 上臈

『御湯殿上日記』(以下、単に『御湯』と略す)は、前述のように後柏原天皇期をほとんど欠いているが、後土御門・後奈良両天皇の時期のそれを見る限り、ただ「上臈」と呼ばれる女房は原則一人のようである。但し後述するようにもう一人分「上臈」を置くことも可能だったようである⁽⁵⁾。

1. 正親町持季女

後土御門天皇の時代に、最初に上臈として見えるのは、『親長卿記』に「上臈局(故正親町一品入道息女、洞院前左大将入道公数猶子)」(文明九・一一・二六、(一)内は割注、以下同じ)と見える正親町持季の女で、洞院公数の猶子として出仕した女性である。

正親町家は裏辻とも称し、鎌倉末期、持明院統天皇家の皇妃や女房を輩出した正親町実明(閑院流西園寺家の庶流洞院公守の子)の子孫で、持季は権大納言まで昇り、応仁元(一四六七)年、五三歳で出家している(『公卿補任』)。この持季の妹も後花園天皇の上臈として仕えており、文安五(一四四八)年に三三歳(『康富記』五・一二)もしくは三三歳(『師郷記』五・一二)で亡くなっている。

持季の女がいつ後土御門天皇の上臈となったかは不明であるが、『綱光公記』寛正五(一四六四)年六月二六日条に、「正親町一位息女、洞院大納言令猶子可召進事、自兼日治定」と見えており、恐らくこの叔母の跡を受け継ぐ形で、天皇の即位の際に後花園上皇から指名された

ものと考えられる。この女性は、文明一一年以降、『御湯殿上日記』から姿を消し、その他の記録にも見えなくなる。事情は不明であるが、文明九年以前に父を失った上、応仁の乱によって多くの公家がそうであったように家領からの収入が途絶え、内裏上臈としての彼女の活動を支えきれなくなったことが原因ではないだろうか。すでに触れたように正親町家の本家筋の洞院公数の猶子として出仕したが、その公数も文明八年二月に出家しており、それも「左大将入道〔俗名公数不知法名〕放埒仁也、一流既断絶分云々」と見えるように、家記として伝えられた先祖公賢の日記『園太暦』などを「悉沽却」しての出家でこちらも頼りにならなかったであろう。これも推測であるが、文明一一年二月七日の後土御門天皇が改修なった土御門内裏への還幸を前にして退出したのではないだろうか。

2. 花山院持忠女（東御方↓上臈）

その後を継いだのが、それまで東御方と呼ばれ、「上臈」格で仕えていた花山院持忠の女である。この女性はもともと「室町殿御台上臈」、つまり室町殿足利義政の夫人日野富子の上級女房であったが、一、二年ほど後土御門天皇が「叡念」を懸けられ、文明五年の一〇月に皇女を出産したため、その後、天皇にも「東御方」と呼ばれて仕えるようになったのであるが、正式に内裏に移ってきたのは文明七年六月のことであった。

そして次の史料①に見えるように、正親町持季の女が上臈として出仕しなくなったことを受けて、その跡を継がせることになったようで、もともと日野富子（御たい）の女房であったから、「天そう」（伝奏）に諮問して問題ないか確認し（①a）、さらに富子を通じて義政の意向も確

認したうえで（①b）、「御い□□いりのき」（御今参の儀）、つまり正式の出仕となった。

① a 「ひんかしの御方、上らふ御ふんにて御はいせんさせまいらせらるへき事いか、と天そうへたつねまいらせらる、しきひあるましきよし御申」（『御湯』文明一一・一一・三）

b 「上らふ御さふらひの事、御たいの御方へ文にてむろまち殿へも御申あり、めてたきよし御申」（『御湯』文明一一・一一・六）

c 「上らふ御い□□いりのきあり、つねの御所へ御まいり御さか月三こんまいる、三色・三かまいる、源大納言の御れう人ゑこうはいまいらせられて、色なをしさせまいらせらる、しうちやくとて御たる一か・二色まいる、こよひくわさんのゐん下すかたにて上らふのめてたき申さる、」（『御湯』文明一一・一二・五）

その後、この女性は、文明一四年閏七月に皇子（後の仁尊法親王）を、文明一六年八月にも皇子を出産している。明応九（二五〇〇）年九月二八日後土御門天皇崩御後の一〇月一三日出家して尼となっている（『御湯』。後柏原天皇踐祚後も「二位局」「二位殿」もしくは「二位禅尼」として内裏をしばしば訪れており、永正一〇（二五二三）年、六六歳くらいで亡くなっている。

3. 旧院上臈（大炊御門某）及び若上臈（大炊御門信量女）

後土御門天皇の内裏には、もう一人「上臈」的な役割を果たした女性がいた。「きうゐんの上らふ（旧院上臈）」もしくは「きう上らふ」と呼ばれ、『御湯殿上日記』をはじめとする当時の日記に散見する女性であ

る。すでに吉野芳恵氏によつて詳細な研究があるように、三条実尚の女で後花園天皇の上臈を勤めた女性であろう(注②)吉野氏一九八四)。

この旧院上臈とよばれる女性は、例えば次の史料②のように、参内した足利義政の申し出で、参会者を老・若二つ分かれて行われた和哥の会では、若い方のグループの内裏女房の第一席に位置している。

②「次申云、今一度可有御張行、存無念之由申之、室町殿仰云、尤面白、於今度可有御詠進云々、仰云、予早可書御人数、取寄硯紙、予執筆、仰云、被分老若可被御勝負、武命云、誠以可面白、先日御人数之外、猶可被召加云々、若衆方廿人、老衆方廿人也／題、：／若御人数／御製・宮御方・真乗寺宮・一位局(室町殿御台)・旧院上臈・上臈・権大納言典侍・新典侍・東御方、新内侍・藤大納言〔准后家女房〕、右大将：／老衆／安禅寺宮・曇花院宮・准后・式部卿宮・日野前内大臣、大納言典侍・勾当内侍、源大納言入道・：」(『親長卿記』文明六・閏五・九、／は原文行替え)

この旧院上臈局は、後花園院崩御の直後、内裏への参仕が問題になっており、その時は一条兼良らが先例がないと反対したらしい。称光天皇の上臈が後花園天皇の上臈として参仕した例のように、内裏から内裏への参仕は構わないが、院の上臈から内裏への参仕は例がないというものであった。しかし、前述の如く「旧院上臈」は内裏への参仕を実現しているようである。

この時期の『御湯殿上日記』を開くと、内裏では近臣や女房たちを中

心に鞍馬や清荒神などに「御代官参り」が頻繁に行われていることが知られる。女房の場合、毎月順番に一人ずつ天皇の代官として参詣し、もどつてきてお土産(宮箆)を他の女房たちに配っている記事が多く見えている。例えば、文明一三(二四八二年)と長享二(二四八八年)年を見てみると、表1・2のように整理される。大体毎年、上臈・典侍・内侍に播磨・伊予・御乳人で分担し、ひと月ずつ割り当てられたようであるが、表1のように一〇・十一月連続して勾当内侍が詣でているのは、他の内侍が障りがあつて行けなかつたための代役ではないかと思われる。

例えば、延徳二年の八月の清荒神への代官参りに「きよしへめ、すもしの代に大す御まいり」とあるように、当番の目々典侍の代わりに大納言典侍が出かけている場合があり、表2の清荒神の三月の場合、「新大すけ殿きよしの御はんにて、庭田少将まいらるゝ」とあるように、担当者の新大納言典侍の代わりに彼女の甥の庭田重経が代参している。表1の六月に見える三位尼、一二月に見える伯忠富も恐らく代役であろう。また、表2の四月に見える新大納言典侍局が實際詣でた日が五月一日となつているのは、「くらまへ御代くわんにさきの月のふんに御まいり」とあるように前の月に行けなかつた分を翌月に消化している場合であり、弘治二(一五五六)年の大納言典侍のように、「きよしへ御代くわんにまいる、：正月分なり」(『御湯』弘治二・三・二四)、「くらまへ御代くわんにまいる、：二月分なり」(同二・五・八)というように清荒神の正月分を三月に、鞍馬への二月分を五月に、というようになり遅れて消化せざるをえない場合もあつたようである。

旧院上臈の場合、誰かの代役というのではなく、正式なメンバーとして文明一一年から一九年かけてほぼ毎年担当しているし、鞍馬や清荒神

表1 文明13年の鞍馬への御代官参り

月	担当者 () 内は月日
1月	上臈 (1.23)
2月	大納言典侍 (2.7)
3月	権大納言典侍 (3.29)
4月	新大納言典侍 (4.29)
5月	旧院上臈 (5.27)
6月	三位尼 (6.28)
7月	伊与 (7.21)
8月	今参 (8.25)
9月	御乳人 (9.16)
10月	勾当 (10.9)
11月	中内侍 (11.17)
12月	民部卿 (伯忠富、12.13)

表2 長享2年の御代官参り

月	鞍馬	清荒神
1月	勾当? (9.5)	?
2月	上臈 (3.7)	?
3月	大納言典侍 (3.30)	庭田重経(新大納言典侍の代参、3.20)
4月	新大納言典侍 (5.14)	上臈 (5.14)
5月	新典侍 (5.14)	新典侍 (5.15)
6月	勾当 (6.22)	中内侍 (6.22)
7月	新内侍? (9.5)	?
8月	勾当 (8.9)	?
9月	伊与 (9.30)	?
10月	?	大納言典侍 (10.26)
11月	今参? (12.3)	勾当 (11.24)
12月	御乳人 (12.5)	?

とは別に、文明一八年に因幡堂に対して三度行われた内裏女房たちによる「七人御まいり」⁽¹⁸⁾にも、五月と一〇月に行われたそれに加わっている。

なぜ旧院上臈という変則的な形で出仕していたかについては、次のことが参考になる。長享三(二四八九)年、長らく病に臥せていた旧院上臈三条冬子は、八月七日に内裏に「身暇」を申し入れ、大炊御門信量の女を「相統仁跡」と定め置いて、二一日に四九歳で出家を遂げた(『実隆公記』長享三・八・二一)。し

かし、九月八日に亡くなってしまったという(同前九月二一日条)。出家の前に跡継ぎと定めておいた女性性は、『御湯殿上日記』延徳二(二四九〇)年正月二九日条に「きう上らふの御あとの御れう人」と見える女性のことであろう。さらに『実隆公記』の三月四日条に「抑今日旧院上臈相統之上臈(故大炊御門息女、十六才云々)新参云々」とあるように、一六歳で内裏に出仕することになった。この女性性は、この後、「いま上らふ」とか「わか上らふ」と呼ばれて『御湯殿上日記』に現われ、旧院上臈と同様、鞍馬などへの代官参りに参加している。

後土御門天皇の生母(嘉楽門院)はもともと伊与局といい、藤原孝長という人物の女であった⁽¹⁹⁾。和氣郷成の猶子として内裏に「台所別当」として出仕していたが、一六歳の後花園天皇の皇女を生み、更に嘉吉二(二四四二)年五月二五日には皇子を生んだ。当初は、母の出自の低さから、後に上臈の女房から然るべき皇子が誕生すれば、寺に入れられる予定であったらしく、内裏ではなく伏見宮家で長らく養育されていた。結局、生まれた皇子はこの伊与所生の一人だけであったので、彼女はさらに上級貴族の大炊御門信宗の猶子とされ、文正元年には二位に叙せられた⁽²¹⁾。この関係から大炊御門家は後土御門天皇の生母の実家として、恐らく晩年の後花園天皇に同家所縁の旧院上臈(後述するように養子として信宗の跡を継いだのは、冬子の同母兄弟の信量であった)を上臈として送り込み、後花園天皇崩御時に三二歳とまだ若かった彼女はさらにそのポストを大炊御門家に維持するために、前に触れたように実家の権威でもって半ば強引に後土御門天皇の「上臈」格として出仕し、同家に適当な後継ぎが育つまで、中継ぎ的な役割を果たしたものと考えられる。この信量女の「若上臈」は、予定通り後柏原天皇踐祚と共に上臈の地位に就い

ている。

ただし、この信量は正親町持季の女を妻として、嗣子の経名を儲けていることから『公卿補任』明応八年経名の項、1として述べた上臈の姉妹が妻であった訳でその事情はもう少し複雑かもしれない。

(二) 典侍

1. 広橋顕子(頼子、大納言典侍)

すでに木村洋子氏の研究⁽²⁵⁾で、日野兼郷の女である大納言典侍広橋顕子が、永享五(一四三三)年四月に六歳で典侍に任ぜられて賀茂祭の使いの典侍となった頼子⁽²⁶⁾と同一人物であることが明らかにされている。更に正確を期せば、同じく『薩戒記』永享五年四月一日条に「典侍頼子〔故権大納言家秀卿女也〕」とあるように、元々は同じ日野流の日野家秀(資教子、秀光改名)の女を広橋兼郷が養女として出仕させたらしく、『尊卑分脈』の秀光女子に「〔後花園院典侍〕為兼郷卿子、真乗寺宮御母儀」⁽²⁷⁾〔一〕内は傍注、以下同じ)とあるのも事実と考えられる。

奥野高広氏は、『親長卿記』により文明二年五月七日に典侍に任ぜられ、大納言典侍と称したとされるが、この日の記事は刊本の『親長卿記』には所載されておらず、今のところ確認できていない。

木村氏が指摘するように、嘉吉三(一四四三)年段階で「め、典侍」として出仕しており、『康富記』嘉吉四・一・三に「後日伝聞、今日内裏女房達新佐局(故中納言秀光卿息女云々)、俄成狂氣之間、女中騒動云々、不_レ可_レ説々々」と見える「新佐局」が「しんすけ」に漢字をあてたものとするれば、すでに新典侍と呼ばれていた可能性がある。⁽²⁸⁾『康富記』によれば、康正元(一四五五)年の賀茂祭にも典侍として頼子が参

仕している(閏四・二八)。

文明三年二月、後花園院の三十五日の忌日に「今日大納言比丘尼被_レ行_レ時〔比丘尼衆許也〕有_二施餓鬼、入夜有_二円頓戒_一」⁽²⁶⁾と見える「大納言比丘尼」が後花園天皇の大納言局(広橋綱子)とすれば、すでに出家しており、これ以前に顕子(頼子)が大納言典侍に就いていたことは確かである。『御湯殿上日記』では、「大すけ殿」「大すもし」「大す」などと表記されるとともに、単に「すけと」「すもし」と表記される場合があるので注意する必要がある。⁽²⁷⁾

顕子は、後土御門天皇の時代を通じて大納言典侍として女房たちを束ね、後柏原天皇践祚の直後、明応一〇(一五〇二)年二月三日、七十歳で亡くなっている(『言国卿記』)。

2. 庭田朝子(新典侍↓新大納言典侍)

庭田重賢(重賢↓政賢↓成賢↓長賢と改名)の女で、後柏原天皇の生母庭田朝子である。

庭田家は宇多源氏綾小路家の庶流であるが、伏見宮貞成親王の室(南御方、敷政門院)が庭田家の出で、彼女が生んだ皇子彦仁が即位し、後花園天皇となったため、外戚の家としてこの時期家格が上昇した。寛正五(一四六四)年一〇月二〇日に即位前の成仁親王との間に皇子を生み、この皇子が後に後柏原天皇として即位することになる。当時どのように呼ばれていたかは不明であるが、この頃のことを物語る史料として次の史料③がある。

③「広重相示云、有_二典侍宣下_一、源大納言入道息女云々、若宮御方御母也(件女房初候_二武家之姫宮_一、其後今上御_二座伏見殿_一〔親王御

時」之時、連々被_レ召了、宮一両所御出生、御在位之後、若宮又御出生、号_三近衛局、此間内々祇候、今有_三典侍宣下、定有_三先例敷、仍詣_三源大納言入道許、賀了…」（『親長卿記』文明五・八・五）

文明三（一四七二）年に近衛局と呼ばれているこの女性は、恐らく翌四年にもう一人皇子を産んでいる。⁽³⁰⁾そして文明五年に典侍に任ぜられた。史料③はこの時の記事である。

彼女はもともと將軍家に姫君が誕生した際に、女房として出仕し、その後、即位以前の後土御門が伏見宮で養育されていた時に見初められて皇子を生み、近衛局と称して内々出仕するようになったといっているのである。即位後、典侍に任じられるまでに時間がかかったのは、庭田家にはそれまで典侍を出した例がなく、家格もそれ程高くなかったからであろう。典侍となつて「新典侍」と呼ばれるようになった彼女は、文明七年九月にまた出産しているが、残念ながら「誕生之宮」はその日のうちに亡くなつてしまつた（『実隆公記』文明七・九・四）。『御湯』文明一〇・二・二〇に「御うし新大すもしよりまいる」、翌日に「新大すけ殿より御名のめてたさとして、三色・一かまいる」とあるように、文明一〇年に新大納言典侍と改名された。以後、延徳四年七月二〇日に五六歳で亡くなるまでこの名称⁽³²⁾でよばれた（『御湯』では「新大すけ殿」）。

3. 万里小路命子（新典侍↓権大納言典侍）

万里小路冬房の女。文明三（一四七二）年五月、甘露寺親長の子息で万里小路冬房の養子となり、参議・右大弁まで昇つていた春房が突然出奔し出家してしまつた際、その跡のことを勾当内侍の局で大納言典侍（広橋頭子）と相談している「新典侍（右大弁妹）」が典侍として確認さ

れる初見で、当初は新典侍と呼ばれていたらしい。⁽³³⁾

『親長卿記』文明六・三・二八には、内裏で行われた十種酒の際、左方の女房として「御臺・権大納言典侍・新典侍（若宮御母堂、元号近衛局、去年被補典侍）・勾当内侍」として見えており、すでに権大納言典侍と改名していることがわかる。これは前述のように、文明五年八月、元近衛局（庭田朝子）が典侍となり新典侍と称したため、同時に名を改めたと考えられる（『御湯』では「権すもし」「こんすけ」「こんす」）。

ところで、『尊卑分脈』の万里小路冬房女子（命子）の注に「贈相国義熙公妾」と見えるが、これは、『大乘院寺社雜事記』の文明一四・一・一八に見える「新將軍御臺（日野姉也）」被_レ出_三御所中、自_レ兼不快之故也、悪女也云々、故万里小路冬房卿息女叶_三上意云々」とある記事のことを指しているであろう。興福寺大乘院尊は、足利義熙（義尚）が正室（日野勝光女）を嫌つて追出し、万里小路冬房の女を気に入つたという噂を聞き付け日記に書きとめていたのである。これに対応するのが、『御湯』文明一四・一一・九に見える「こんすけとの御いとまこひに御まいり、御たる・御かわらけの物なとまいらせらるゝ、御しやくなどにて御さか月まいる、大やけ・わたくし、御なこりおしさふくをともたれまいらする、宮の御かたへも御まいり、御さか月まいらする」と、権大納言典侍が暇乞いの宴を内裏で催した記事であろう。しかし、同じく文明一六・三・二九には「こんすけ殿返りまいりあり、ひんかし山とのより申されて、色くしたくまいらせられて、御まいりあらせらるゝ」とあるように、二年後、内裏に復帰しており、義尚との関係は短期間に終わつたらしい。その後、内裏の女房としての活動が確認されるが、文明一九（二四八七）年二月一七日、出家してしまう。『実隆公記』

によれば、「自去十日頃、違時宜、非殊事之間雖不可及此儀、窮困彼是修因成口時刻到来者乎、出離之基雖羨之當時不□□」³⁷とあるように、二月一〇日頃に天皇の意向に沿わないようなことが起きたらしいが、それ程の問題ではないので出家などしないように命じられていたようであるが、経済的にも苦しいこともあって、これを機会にと髪を下ろしてしまつたらしい。

そして尼となつた翌年の長享二（一四八八）年三月二十八日にわずか三六歳で亡くなつてしまふ。三条西実隆は彼女を「手跡等神妙、可惜宮女也」と評し、その早すぎる死を惜しんでいる（『実隆公記』長享二・四・三）。

4. 勸修寺房子（新典侍↓新大納言典侍）

勸修寺教秀の女で、『親長卿記』文明一七・四・三〇に「自少年爲親王御方上臈」とあるように、少女の頃から勝仁親王（後柏原天皇）のもとに仕えていたが、後土御門天皇の寵愛を得て、文明一五年に新大納言局という名で天皇方に参仕するようになった女性である³⁴。

『実隆公記』文明一一・閏九・一四には「抑勸修寺老母今日辰下剋逝去、春秋七十四歳云々、雖爲老年、猶以可哀憫乎、不便々々、若宮御方上臈暇卅ヶ日之間退出云々」とあり、勸修寺教秀の母が亡くなった際、喪に服し内裏を退出した「若宮御方上臈」はこの新大納言局となつた女性であろう。

文明一七年閏三月二十九日には皇女を出産し、残念ながらその日に亡くなつてしまつたが、翌月に彼女を典侍に任じ、以後、新典侍（『御湯』では「新すもし」とよばれた。文明一八年九月、さらに延徳元（一四八九）年八月にも皇女を出産しており、後者の皇女は、尼門跡の一つ大慈院

（足利義政の女、母は日野富子）の附弟となることが決まつて、そのため富子が預かつて養育することになった³⁷。明応六年八月一日、名を新大納言典侍（新大典侍、新大すけ殿）と改め（『御湯』『実隆公記』）、以後、後土御門天皇が崩御し出家するまでこの名で仕えた。

後柏原天皇踐祚とともに従三位に叙され、「三位局」「三位禪尼」などの名称で内裏にも頻繁に出入りしており、さらに後奈良天皇の時代になつて『御湯殿上日記』が再び残されるようになってからも、かなりの老齢でありながら、前述のような鞍馬や清荒神への代官参りを亡くなる前年の天文一〇年までほぼ毎年勤めていることが確認される。新大納言典侍の地位は、妹藤子が継いだ³⁹が、その後見として内裏女房の準スタツフ的な立場にあつたのではないかと推測される。

5. 広橋守子（目々典侍↓権大納言典侍）

広橋綱光の女、大納言典侍（広橋頭子）の姪に当たる女性である。この守子については、すでに木村洋子氏の研究があるので以下簡単に述べておく。

『御湯』文明一五・一一・四に「め、すけ殿御いまゝいりあり」とあり、この日典侍として宣下され内裏に出仕した（『実隆公記』一一・一六。『御湯』では「め、すもし」とも呼ばれる）。『御湯』明応二年一・一九に「権すもし・はりまとの名の御さか月まいらせらるゝ」とあるように、この日、権大納言典侍（権典侍）に改名した（『御湯』では「こんすもし」「こんす」と呼ばれる）。後柏原天皇の踐祚後、しばらくこの名で仕え、明応一〇（一五〇二）年二月七日、叔母の大納言典侍が亡くなると、その跡を継いで大納言典侍となつた。この年の五月七日までは権典侍としての活動が確認され（『実隆公記』、一〇月九日には大納言典侍となつているの

で『和長卿記』、補任されたのはこの間であろう。

(三) 内侍

1. 四辻春子(勾当内侍↓民部卿典侍)

勾当内侍については、すでに吉野芳恵氏の詳細な研究⁽⁴⁾があり、応永期から大永年間に至るまでの勾当内侍の補任状況とその出自について明らかにされているので詳しくはそちらを参照してほしい。

すでに吉野氏に紹介されているが、春子が勾当内侍に就く以前の経歴を知ることができるのは次の史料である。

④「抑翌朝聞^レ之「子下刻、十日事也」、長橋局官女小督逝去「生年四十二才」云々、旧冬十二月十三日喪^レ母在^レ里、去六日誕生女子「彼子則死、難産無比類^レ者也」、源垂相密通云々、彼女房自^レ予三歲歎四歲歎之時、候^レ亡父後称名院亭、予六歲之秋比、依^レ亡母入魂^レ參^レ長橋局「于^レ時右衛門内侍」、自爾以来已十八年也、勾当内侍周章異^レ于他^レ者乎、予又平日交遊之好甚深、当^レ□□嗟^レ之思難^レ忍而已、有^レ為世界可^レ厭可悲々々」(『実隆公記』文明九・一・九)

この史料④は、三条西実隆が日頃親しくしていた小督という勾当内侍に仕える女房が亡くなったことを記した記事である。本論で項目にあげる内裏の女房たちにはその世話をする「官女」たちが相当数いたようであるが、『実隆公記』など公卿クラスの日記ではほとんど記されていない。この傾向は、『御湯殿上日記』も一緒である。天皇に親近し、公卿たちと親しく付き合えるクラスとそうではないそれ以下の人々との階層

戦国時代禁裏女房の基礎的研究(松園)

差が明確に日記の紙面に引かれている。その中で、この小督という女性はかなり若い実隆と親しかったためか、彼女との交流は珍しく名前を記してしばしば記されている。

この女性は、実隆が三歳か四歳の頃から父公保の邸宅に仕えていたが、母の肝煎りで実隆が六歳の頃に当時右衛門督内侍と称していた春子のもとに仕えるようになったというのである。実隆六歳というのは、長祿四(一四六〇)年でこの正月二十八日に父公保は亡くなっているので、その死がきっかけだったことは確かである。

この長祿四年に春子が内侍にすでに任じていたことは確かであるが、もう少し経歴がさかのぼれるようである。『建内記』文安四(一四四七)年四月二〇日条に「四辻少将(小内侍少年之間、相代書^レ之也)」とあり、小内侍とよばれる女房が見えており、四辻少将は季春で当時二四歳、恐らく兄ではないかと思われる。同じ年の四月二三日の日吉祭に「内侍小内侍春子」と参仕している(『建内記』、内裏の内侍と確認され、かつ「春子」と記されているから、四辻春子と考えてよさそうである。当時一五歳くらいであるので、内侍となつて間もないころと考えられる。春子は、吉野氏が指摘しているように、高倉家(南家藤原氏の一流)の出身であるがこの頃にはすでに四辻家の養女となつていたことも知られる。

春子は、文正元(一四六六)年四月一日、前勾当東坊城孝子の後を受けて勾当内侍となつた⁽⁴⁾。以後、後土御門天皇の時代を通じて勾当内侍を勤め、崩御後、次に史料に見えるように、文龜元(一五〇二)年二月二七日勾当を辞し、先例に基づき典侍に任じられ、「民部卿典侍」(卿典侍)と称した。

⑤「長橋局勾当ヲシタヒ、典侍ヲ被レ任也、頭弁守光朝臣則於御前宣下、口宣案御局へ令進了、二ノ夕ヒ東御局へ今夕ウツラレ畢、然間中内侍局被成勾当畢、来月二日長橋局へ被移云々、一、長橋局民部卿典侍可申云々、然間御坏三コソ天酌ニテ召出在レ之、予・守光朝臣參也」(『言国卿記』文龜一・二・二七)

勾当を辞した春子は、長橋局を出て、二の対の東の局に移り、その跡を中内侍(東坊城松子)が継いだ。

春子は、この後も典侍として内裏での参任を続けた。文龜三年一二月一四日、三条西実隆が春子の局を訪ねた際には普段と変わらなかったようであるが、三〇日頃より体調を崩し(『二水記』文龜四・一・六)、翌年正月一四日の夜、七〇歳で亡くなった(『二水記』)。

2. 藤原修子(卿内侍)

後土御門天皇の初期にのみ活動が見られる。

『親長卿記』文正元(二四六六)年八月五日条で「悠紀主基女工所勾当御点事／仰、掌侍従五位上藤原春子・同脩子等可宣下」とあるように、大嘗会主基方の女工所勾当に決められた藤原脩子は、同じく八月一日一条に載せられている甘露寺親長が大嘗会の準備のために勾当内侍に宛てて出した書状に「女工所の勾当の事は、やぜん下せられ候て候(その御つほねと、きやうのないし殿御ふたり)」とあり、卿内侍と呼ばれていたことがわかる。

この卿内侍は、『後法興院記』同年四月一九日条に「藤原脩子(掌侍)」とあり、従五位上に叙されていることも知られ、ベテランの内侍であったように推測される。恐らく前代の後花園天皇の時代から内侍を

勤めてきたと考えられ、推測であるが、この時期で藤原姓の内侍を見てみると、永享一三(一四四一)年から嘉吉三(一四三三)年にかけて「新内侍」として活動が見える高倉永盛の女が考えられる。彼女は、『建内記』文安四(一四四七)年七月二日条に「故刑部卿永盛朝臣子(童形也、名永知云々、十八歳…)今曉逝去云々、…姉者内侍也、依去年喪母、未參局辺云々」に見える高倉永知の姉で内侍を勤めている女性と同一人物であろう。

3. 菅原孝子(新内侍↓中内侍)

文正元(二四六六)年四月、東坊城茂子が勾当内侍を辞したことにもなつて、菅原氏の内侍として東坊城家の庶流である顕長の女が一二歳で内侍となった⁽⁴⁾。以後、新内侍と呼ばれる。

ところが、次の史料⑥に見えるように、文明四(二四七二)年になつて東坊城家嫡流長頼の女(前勾当茂子の姪)で後花園天皇の時代に内侍を勤め、退位後は仙洞で左衛門督局と呼ばれていた女性が後土御門天皇の内侍(左衛門内侍)として入ることになった。

⑥「旧院女房(旧院御在位之時、新内侍也、御脱履之後別当)左衛門督局(前菅大納言益長息女也)、去年十二月晦日参内裏、与新内侍(菅宰相顯長息女)座次事及相論、兼日被注、新内侍者自元内裏祇候、左衛門督局(可号左衛門内侍云々)、為旧院祇候之女房、為当参之間、可為下臈云々、但旧院御脱履之始、一日節供、院女房参内裏、々々女房参院之時、臈次ハ先左衛門督、次新内侍也、為是如何之由已及勅問(二条大閣)、猶左衛門督内侍上首可叶道裡云々、仍为上首分也、随思出記之(『親長卿

記』文明四・二・八)

この女性が、後花園院の崩御後、無職になったことと、恐らく嫡流サイドとしては、まだ若い庶流出身の内侍では不都合なことがあったのではないだろうか。しかし、新内侍は反発を感じ、出仕してきた左衛門内侍に対し、内裏内での席次について相論を起こした。内侍としては先任の自分の方が上であると訴えたのである。しかし、左衛門内侍側も、内裏の女房が院に来ていた際は自分が上であったと反論した。当初は新内侍を上としたらしいが、一条兼良などに諮問された結果、左衛門内侍が「上首」であることが道理に叶うという決着になったようである。ただしこの後、左衛門内侍の活動はまったく確認されず、特に文明九年より残る『御湯殿上日記』でも新内侍と称する女房の活動はずつと見えるが(新内侍殿、新内、新なもしなどと呼ばれている)、左衛門内侍らしき女房は見えない。また、この新内侍も文明七年まで活動が見えるが(『実隆公記』文明七・三・三)、その後消息がわからない。後述するように、文明八年東坊城益長の女が内侍として内裏に入った際、「当時内侍無人之処珍重々々」とされているので(『実隆公記』文明八・一・七)、二人ともすでに内裏にいなかったのは確かであろう。

4. 東坊城松子(目々内侍↓新内侍↓中内侍)

文明八(一四七六)年正月、東坊城嫡流家から「故菅直相益長卿(長遠子)の女が内侍として入った(『実隆公記』文明八・一・七)。初めは、「目々」と呼ばれていたらしいが、その年の末あたりに新内侍と呼ばれるようになり、文明九年より始まる『御湯殿上日記』で新内侍殿(新内、新なもし)と出てくるのはこの松子である。

戦国時代禁裏女房の基礎的研究(松園)

文明十一年一月に「新内侍にはかにさしはりにて、御ことかくるにつきて、なかはしのめいをふとめしいたして、いま、いりさせらるゝ、このほとの新内侍、せんぎのことくなかの内侍とおほつけらるゝ」とあるように(『御湯』一二・七)、この新内侍に職務ができないことがあって、新しい内侍が参任することになり、その新参の内侍が新内侍、元の新内侍は、中内侍と改名することになった。中内侍は翌年の三月には再び内侍の職務を勤めていることが見えている(『御湯』文明一二・三・七)。

この後、後土御門天皇時代を通じて松子は中内侍として参任した。明応八(二四九九)六月七日、中内侍の局で嫡流の和長(松子の甥)の女の「齒黒等祝」が行なわれているが(『実隆公記』)、この和長女は、文亀元(二五〇二)年、一五歳で内侍として参任し「目々内侍」と呼ばれるようになった女性(和子)と考えられ(『実隆公記』文亀一・一〇・九)、次代の菅内侍の準備とも考えられよう。

明応九(二五〇〇)年九月二十八日後土御門天皇崩御後もしばらく中内侍としての活動が見えるが、翌年二月二十七日、四辻春子が勾当を辞退すると、その後任となり(『言国卿記』明応一〇・二・二七)、改元後の三月二日長橋局に入った(『言国卿記』)。

5. 四辻夏子(新内侍↓右衛門内侍)

すでに前項で述べたように、文明一一(一四七九)年一月に内侍となり、新内侍と呼ばれた。その際「なかはしのめい」と見えるが、四辻家なのか勾当春子のもともとの出の高倉家の出身なのかははっきりしない。

明応二(一四九三)年三月、高倉永継の女(継子)が内侍となったので、彼女は右衛門内侍と改名した(『御湯』明応二・三・二九)。右衛門内侍は、明応五年、「親王御方」(勝仁親王、後の後柏原天皇)と関係を持

ち、懐妊して一〇月一七日「著帯」となったが（『実隆公記』）、翌年二月二三日難産によって亡くなってしまった。⁽⁴⁸⁾ 年齢などは不明であるが、一五歳くらいで内侍になったとすれば、三〇歳を少し越えたくらいであろうか。

6. 高倉継子（新内侍）

すでに前項で触れたように、明応二（一四九三）年三月、内侍となった高倉永継の女（継子）で、後土御門天皇崩御後、代が替わってもしばらく新内侍で参仕しており（『御湯』明応九年）、翌文亀元年一〇月一〇日改名し、藤内侍と呼ばれるようになった（『言国卿記』）。山科言国と親しかったらしく、彼の日記にしばしば現れ、時に彼女への借銭の斡旋をしている記事なども見える（『言国卿記』文亀一・四・一〇）。

（四）その他

1. 播磨（賀茂某、御今参↓播磨）

女蔵人として内侍より下のランクの女房であるが、この女蔵人の播磨局の名を称する女房と伊与の名を持つ命婦、それに天皇の乳母である御乳人は、典侍・内侍と共に前述の鞍馬などへの御代官参りにもメンバーとして参加するし、『御湯殿上日記』や他の公家の日記にも名前が記される内裏女房の正式メンバーと位置付けてよい人々である。

この播磨は、当初は「御いままいり」（文字通り新参者の意味で、それに天皇に仕えることで「御」の字が冠されている）という名で呼ばれており、『御湯殿上日記』の文明九年三月一日よりその活動が見出せる。⁽⁴⁹⁾ 『御湯』明応二・一・七に「けんしの内侍こうたうの内侍殿・中内侍殿、いき（威儀）御いま、いり」、『実隆公記』明応五・一・一六に「威

儀女房〔播磨〕一人候之」とあるように即位や節会などの際に威儀の女房を勤めている。

明応六（一四九七）年末より病氣だったらしく、翌年二月一八日に内裏に戻っているが（『御湯』）、年齢を感じたのだろうか、八月一〇日跡継ぎとして養育するために「賀茂康久息女五才」を内裏の局に迎えている（『実隆公記』）。この子は、「五々」という名前だったらしく、永正六（一五〇九）年六月二日に賀茂貞子という名で正式に出仕した。⁽⁵⁰⁾ この貞子（五々）は以後、先代と同じように今参（御いままいり）と呼ばれ、内裏の所役をつとめている。

2. 伊与（和氣家子）

この命婦である伊与の先代は、すでに本章の上臈の項で触れたように、藤原孝長の女で和氣郷成の猶子として内裏に出仕しながら、後花園天皇の皇子を産み、その皇子が唯一の男子として皇位を継承することになったために、さらに上級公家である大炊御門信宗の猶子となり、文正元（一四六六）年、従二位に叙され、後に女院宣下を受けて嘉楽門院と称した女性である。この女性は、伊与局としては今のところ永享六（一四三四）年より、文安四（一四四七）年まで確認され、それ以後、文正元年以前に手元で養っていた次の伊与と交替したと考えられる。⁽⁵¹⁾

ちなみに、この後土御門天皇生母となった伊与局の更に先代の伊与も公卿の持明院基親の女でありながら和氣郷成の養女として出仕し、台所別当を勤めていたが、称光天皇の寵愛を受けて懐妊したため、改めて権大納言正親町実秀の養女となり、典侍とするなどの取沙汰があったが、こちらは皇女が生まれたのみで終わっている。⁽⁵²⁾

後土御門天皇の伊与は、文明四（一四七二）年より確認され（親長卿

記』文明四・一・二二)、延徳四(二四九二)年には自身の跡継ぎを留意していた。『御湯』延徳四・六・二八に見える「いよ殿御りやう」がその子で、明応九年、天皇崩御の年の一二月にその地位を交替したらしい。⁽⁵⁵⁾しかし、はつきりとした日付はよくわからない。

『和長卿記』明応九・一〇・一二によれば、和氣富就の女である中将局より命婦として出仕するので名前を選んでほしい依頼を受けて、就子という名を撰進したという。ところが翌年、新しく出仕した内侍姉小路基綱の女に撰ばれた済子と名字が「伊与局〔故富就朝臣女〕」の名字就子が同訓で問題はないかということになった。⁽⁵⁶⁾これらのことから、新しい伊与は就任以前、中将局と呼ばれていたことが知られる。明応九年一〇月二五日の新帝踐祚以前に準備が進められていたようであるが、一二月一日に後土御門院の素服を賜った人数に「権すけ殿・中内侍殿・いよとの」と見え(『御湯』)、この伊与は前代と見るべきであろうから、その後ということになるうか。

3. 御乳人

内裏内には皇子女ごとに乳母が付けられていたようで、複数の乳母が見えるが、これは当今の天皇の乳母である。前代後花園天皇の代においても天皇がまだ伏見宮家の皇子であった頃の乳母(女官賀々)が、踐祚後、内裏御乳人として出仕している。⁽⁵⁷⁾後花園天皇の場合もそうであったが、この御乳人も出自は不明。

『御湯殿上日記』では、文明九年から活動が見え、明応四年三月頃、体調を崩し、すでに結構な年齢であったのか、三月二七日に出家を申し出た。⁽⁵⁸⁾そして六月二〇日に亡くなっている(『御湯』)。また死の直前に「わかさのち行」の処分のことが見え、天皇より料所を与えられていた

ことが知られる。⁽⁵⁹⁾

第二章 後柏原天皇期

この時期は、『御湯殿上日記』を欠いているので、男性公家の日記に見える断片的な記事から復元しなければならない。

(一) 上臈(大炊御門信量女)

すでに第一章(一)上臈の第三項旧院上臈三条冬子のところで触れたように、大炊御門信量の女である。明応九年一〇月二五日の踐祚後、一二月の『御湯殿上日記』に見える「上らふ」はこの女性であろう。

永正三(一五〇六)年一〇月頃に次の代の上臈として三条実香(当時権大納言・右大将)の女を内裏に出仕させようと画策し、三条西実隆に相談に向き、その領承を得ようとしている。⁽⁶⁰⁾前にも触れたように上臈の父である大炊御門信量の実父は三条実尚で、実尚の長子公敦の子が実香である。信量にとって甥の女を後継者に迎えようというのであった。

この上臈はかなり行動的な女性であったらしい。永正六年八月には、この三条実香の別の女を伏見宮貞敦親王の上臈に入れるためにいろいろ画策したらしく、この件については三条西実隆は批判的立場にあった(『実隆公記』永正六・八・二六)。

さらに大永五(一五二五)年には、自分の後継に予定していた三条実香の女を将軍足利義晴に入れようとし、天皇以下批判的意見が多かったようであるが実現した。⁽⁶¹⁾翌年四月七日、後柏原天皇が崩御すると自身の兄弟の大炊御門経名の一〇歳の女に跡を継がせている(『二水記』大永

六・四・二九)。

後奈良天皇践祚の際に従二位に叙され、まだ幼い上臈を後見するためであろう、『御湯殿上日記』では二位殿という名で頻繁に内裏に出入りし、上臈をはじめとする内裏女房等と共に、鞍馬などへの代官参りなどを勤めている。天文六(一五三七)年まで活動がうかがえるが、天文七年以降は記事が見えなくなり、他の日記にも見えないようである。

(二) 典侍

1. 広橋守子(大納言典侍)

第一章で述べたように、前代の大納言典侍広橋顕子は、後柏原天皇践祚の直後、明応一〇(一五〇二)年二月三日に亡くなり、その跡を日々典侍として参仕していた姪の守子(綱光女)が継いだ。守子はこの時代を通じて大納言典侍を勤め、天皇崩御、後奈良天皇践祚後もその地位にあった。享祿二(一五二九)年八月ころ体調を崩し、九月頃一時よくなった感があったが、一〇月に入ると重体となり、一〇月一三日、六五歳で亡くなった⁽⁶²⁾。

2. 勸修寺藤子(新大納言典侍)

勸修寺教秀の女藤子は、前代の文明一六(一四八四)年、第一皇子勝仁親王に上臈の女房として入り(当時二二歳)、阿茶々と呼ばれていた⁽⁶³⁾。明応九(一五〇〇)年一〇月、勝仁践祚とともに典侍に任じられ、新大納言典侍と呼ばれた。すでに触れたように前代の新大納言典侍勸修寺房子の妹であり、姉が従三位に叙され、その地位を辞した後、そのまま跡を継いだ形となる。

藤子はすでに明応五年に皇子(後の後奈良天皇)を出産しているが(『御

湯』二二・二三)、文亀四年にも皇子(後の尊嶺法親王)を出産した(『実隆公記』四・二二)。大永六年四月五日後柏原天皇崩御により出家⁽⁶⁴⁾、四月二九日、後奈良天皇践祚とともに従三位に叙され(『実隆公記』)、五月二〇日に准后宣下を受ける。以後も『御湯殿上日記』では准后(しゅこう、しゆんこう)や東洞院殿(ひんかしとういんと)などとよばれ、頻繁に内裏に出入りしている。

天文四年正月一日に亡くなり(『言繼卿記』)、翌日には女院号(豊楽門院)が宣下された。

3. 庭田源子(新典侍)

庭田雅行女で、後柏原天皇の生母庭田朝子(後土御門天皇新典侍、後に新大納言典侍)の姪にあたる。勸修寺藤子同様に第一皇子勝仁親王のもとに上臈の女房として仕え、御愛(あい)と呼ばれていた。親王方には、明応三(一四九四)年には出仕していたことが知られるが、この年には、源子は薨年より逆算すると一六歳なので、出仕の時期はそうさかのぼらないであろう。

勝仁践祚直前の明応九年八月に皇子(後の覚道法親王)を産んでおり(『御湯』八・一一)、践祚とともに典侍に任じられ、新典侍とよばれた。

『御湯殿上日記』でも「新すけ殿」と見えている(明応九・一一・二〇など)。源子は、永正三年に皇女(大慈光院覚音)を産み⁽⁶⁵⁾、永正六年七月にも皇子(彦胤法親王)を産んでいる⁽⁶⁶⁾。

大永五(一五二五)年冬頃より体調を崩し、翌年三月には重体となつたらしい⁽⁶⁷⁾、四月七日には後柏原天皇が崩御し、後を追うように四月十三日源子も亡くなった。四八歳であった(『二水記』四・一三)。六月には従二位を贈られている(『二水記』六月冒頭)。

4. 勸修寺尚子（目々典侍）

勸修寺尚子の女は、永正一五年より内裏に参仕していたらしいが、同一六年四月二十七日に典侍となり、目々典侍と呼ばれた（『二水記』。大永六（一五三〇）年正月二三日まで目々典侍としての活動が確認され（『二水記』）、四月二十九日後奈良天皇踐祚後、権大納言典侍（権典侍）と改名し、享祿三（一五三〇）年正月二日に大納言典侍となるまでその名であった。

5. 四辻春子（民部卿典侍）

第一章（三）一の四辻春子の項を参照。

（三）内侍

1. 東坊城松子（中内侍↓勾当内侍↓菅大典侍）

第一章（三）4の東坊城松子の項で触れたように、明応九（一五〇〇）年九月二八日後土御門天皇崩御後もしばらく中内侍としての活動し、翌年二月、四辻春子が勾当を辞退すると、その後任となった。

改元して文亀元年となったこの年、東坊城和長は、叔母に当たる勾当内侍（松子）に呼ばれて次のような相談を受けた。

⑦「入夜於勾当傾二盃之次、被相議云、阿茶（愚息女）来月初

比御今参事思立也、日次并名字・内侍宣下等之事、可相計云々、予申云、今時分計略難叶歟、為如何之、延引不苦歟、又被申云、姉小路宰相息女来月必可新参也、然者其以前新参之事無之者、可為下臆歟、為無念之間、雖為如何様之体、先可令新

参云々、予相同畢」（『和長卿記』文亀一・九・二〇）

戦国時代禁裏女房の基礎的研究（松蘭）

史料⑦によると、松子は、和長の息女阿茶を来月初め頃、内侍として出仕させたいので「日次并名字・内侍宣下等之事」を和長に準備するようにといい。和長はすぐには無理と渋ったが、松子は、姉小路宰相（基綱）の女が来月内侍として出仕することが決まっています、その後になるというのである。

次の史料⑧にみえるように何とか間に合ったが、姉小路基綱の女とは同時の参仕となったようである。

⑧ a 「今夜長橋御料人（東坊□□□）□□被参云々、取乱也、姉小路

息女同参云々」（『言国卿記』文亀一・一〇・九）

b 「長橋御料人夜前内侍ニ被参之間、為其礼、一桶・一種（鮎スシ一折敷）持、八過時分参了、則長橋局・同今内侍被出、酒在之、今内侍（メ、内侍ト云々、御名字和子云々）、此帰路之次ニ姉小路局礼行（是ハ新内侍云々、名字濟子云々）、本新内侍ハ藤宰相局ハ藤内侍云々、此局へ礼行了」（『言国卿記』文亀一・一〇・一〇）

「長橋御料人」が和長の女で、⑧ b に見える「今内侍」、つまり新参の内侍である彼女は、名字は和子で「メ、内侍」（目々内侍）と呼ばれることになった。⑧ a に「取乱也」とあるように、その手続きには和長の心配通りかなりばたばたしたようである。一方の姉小路基綱の女は、新内侍とよばれ、名字は濟子であった。そしてそれまで新内侍とよばれていた女性（後述する高倉継子）は、藤内侍とよばれるようになったという。

勾当内侍就任早々の松子がすぐに後継のことを考えて行動を始めていることは興味深い。すでに松子は六〇歳に達しており、早めに後継者を確保しておこうと考えたのであろう。

大永三(一五二三)年二月、八二歳の松子は老齢のためであろう、勾当を辞退し、典侍となって「菅大納言局」と呼ばれるようになった。⁽¹⁾残念ながら勾当内侍は、和子に継がせることができず、「第一内侍」であった高倉継子が任じられた(『二水』二・九)。

松子は、翌四年七月一〇日、従三位に叙され、一日に出家を遂げている(『二水記』)。その後も元気で、内裏に出入りしており、後奈良天皇践祚後の大永六年から八年にかけても鞍馬や清荒神への代官参りのメンバーとなって参じていたが、享祿二年九月頃病が重くなり、二一日に八八歳で亡くなった。⁽²⁾

2. 高倉継子(新内侍↓藤内侍↓勾当内侍)

第一章(三) 6の高倉継子(新内侍)は、史料⑧に見えるように、文亀元年一〇月、藤内侍と改名し、大永三(一五二三)年二月に東坊城松子の後を受けて勾当内侍となった。大永六年、後奈良天皇践祚後も引き続き勾当内侍の地位にあったが、翌七年八月に入って体調を崩し、九月六日に亡くなってしまった。没年については、「五旬許歎」(『二水記』)、「四十八才云々」(『実隆公記』)、「五十二歳歎」(『言継卿記』)とはっきりしない(すべて九月六日条)。

3. 姉小路濟子(新内侍↓宮内卿)

すでに東坊城松子の項で述べたように、姉小路基綱の女で文亀元年一〇月、内侍に任じて新内侍とよばれた女性である。名字は濟子で一九歳であった(『実隆公記』文亀一・一〇・九)。すでに『実隆公記』同年六月

一七日条に「今夜基綱卿息女内々参入、寄礼宿新大納言典侍局云々」とあるように、六月には内侍となるために内裏に入り、新大納言典侍(勸修寺藤子)の局に預けられたようである。

永正五年三月に改名し、宮内卿内侍(卿内侍)とよばれるようになった(『実隆公記』永正五・三・一七)。後奈良天皇践祚後も卿内侍として出仕していたが、大永七年、前項の高倉継子の死去を受けて勾当内侍に任じられた。前例のない姉小路家出身の女性が勾当内侍に任じられたこの問題については、前掲の吉野芳恵氏の研究に詳しく論じられている。

4. 東坊城和子(目々内侍)

勾当内侍東坊城松子の項で述べたように、文亀元年一〇月九日に内侍となり、目々典侍と呼ばれるようになった和子である。当時一五歳であったが、「但衣之色濃物難得之間、申三十六歳之由」とあるように、衣裳の色の故実を理由に年齢を一つ上げて参仕している(『実隆公記』)。松子が、先に入れようと画策した姉小路濟子(一九歳)への対抗上、少しでも年齢差を縮めようとしたためではないだろうか。

この和子は『実隆公記』永正二・四・一に「抑目々内侍自暁天野狐付之、頗狂気云々」とあったり、同三・七・二八に「禁中目々内侍今夜逐電云々」とあるように、精神的に不安定なところがあったようである。永正三年一月以降、その活動は確認されないが、『元長卿記』永正五・正・六に見える「左衛門内侍」は、この目々内侍が正式に内侍となって与えられた名ではないだろうか。

5. 水無瀬具子(新内侍)

水無瀬季兼の女具子は、永正四(一五〇七)年三月に内侍として出仕することが決まったらしい(『実隆公記』三・二三)。しかし、何らかの事

情が発生してその月に参内することは見送られた(同前三・二七)。実現したのは、一年後の永正五年三月のことだった(同前永正五・三・一七)。実隆に「内侍喚名事」で相談があつているが、実隆は「女中事殊無才学、但当时里之官少将也、少将内侍可_レ然歎」という意見を述べたが(少将は水無瀬英兼で具子はその妹)、結局、「新参人可_レ為_二新内侍_一」という勅定が下り、これまで新内侍と呼ばれていた姉小路清子の名前をどうするかに問題が移つたようである。

この具子は、『尊卑分脈』の広橋守光女子の注に「後奈良院大納言典侍具子／実三木季兼女／元掌侍依_レ勅為_レ子、仍転_二典侍_一」とあるように、広橋守光の養女となつて典侍に転じたらしい。転じた時期は不明であるが、奥野高広氏は、『実隆公記』永正一二・一・一六に「目々上臈頓滅云々」と見える「目々上臈」をこの具子ではないかとされ、永正一二年以前、さらに永正八年に母の喪より「帰参」した新内侍に「局」を賜ふことが問題となつており、一月には実現して二の対の新典侍の局の東隣に彼女が移つたことが知られること⁽⁷⁶⁾から、この時すでに典侍となつたのではと推測されている。確かに実隆クラスの上級公家が内侍の局のことをわざわざ特記することはあまりないので、この「帰参」には何か特別な事情があつたと見るべきであろうが、この後も新内侍としての活動が永正九年まで確認されるし、永正一二年段階ではすでに「目々」とよばれる年齢ではないと思われるので、「目々上臈」を具子と比定することはいささか難しい。またこの後に述べるように、永正一六年に河鱒清子が内侍として参任して新内侍と呼ばれたので、女房名も変わったはずであるが今のところ確認できない。

具子は、大永六年四月二九日、後奈良天皇の踐祚の日「上臈局」(十

戦国時代禁裏女房の基礎的研究(松蘭)

歳、前右府経名公女)・新大典侍局(故一々女、水無瀬、本祇_レ候御方御所)等今夜為_二初参_一とあり、新大典侍として参任をしている(『二水記』)。広橋家にとつて守子の次の代(『尊卑分脈』にも守光に姉妹が載せられていない)に典侍が出ておらず、さらに次の代(兼秀の姉妹)にも出なかつたので、それを補うために、広橋家の典侍として後奈良天皇の後宮に送り込まれたと見るべきであろう。

6. 河鱒清子(新内侍)

永正一六(一五九)年一月、閑院流三条家の庶流河鱒実治の女「御五伊」が内侍として参任し、新内侍と呼ばれたが(『二水記』一一・四)、二年後秘かに内裏を出奔して行方知れずとなつてしまった(『二水記』永正一八・七・一六)。その後は不明である。

7. 下冷泉茂子(新内侍)

『二水記』に大永六年正月一日に行われた節会の際、「卿内侍持_二御劍_一(俊茂朝臣扶持之)、新内侍(所役初度)持_二御璽_一(季富朝臣扶持)」と記されており、ここに見える新内侍は、冷泉為孝の女で高倉範久の猶子として参任した下冷泉茂子かと推測される。

何故ならこの年の四月二九日の後奈良天皇踐祚後、『御湯殿上日記』には六月から新内侍の活動が確認され、後述するように享禄五年までその名で内侍として参任しているが、この内侍は、『言継卿記』大永八・七・三に「新首座(冷泉前中納言為孝卿息、為定朝臣・新内侍等之兄也)」とあるので、この新内侍が冷泉為孝の女だということがわかるからである。茂子が新帝踐祚の際に新たに任命された可能性もあるが、一応このように推測しておく。

(四) その他

1. 播磨

前代からの播磨がその地位にあったが、永正一三年二月九日に死去し、前章の播磨の項で述べたように、永正六年、播磨の跡を継ぐために内裏に入った賀茂貞子が今参の名のまま参仕を続け、正式に播磨の名を継いだのは、次の後奈良天皇の時代の天文五年三月一四日である(『御湯』三・一六)。

2. 伊与(和氣就子)

前章の伊与の項でも述べたように、後柏原天皇践祚の後、前代の伊与から跡を継いだ和氣富就の女であるが、この女性も養女だった可能性がある。『本朝皇胤紹雲録』の後奈良皇子である覚恕の注に「准后、曼珠院、母伊与局、小槻雅久宿禰女」とあるからである。この覚恕は、『実隆公記』大永五・四・一に「今日竹内附弟〔十一才云々〕御入室云々〔親王御子、母伊与局、有子細久親就卿預申之、今日始参内給云々、兼日之儀、公条卿種々有申入親王御方之子細久〕即御得度、伊長・重親卿等着座云々」と見える人物で、年齢から逆算すると伊与は、永正一二年頃に知仁親王(後の後奈良天皇)の皇子を産んだらしい。

第三章 後奈良天皇期

(一) 上臈

1. 大炊御門経名女

大永六年四月二十九日、後奈良天皇践祚とともに「上臈局(十歳、前右

府経名公女)が内裏に初参を遂げている(『二水記』)。すでに前章の上臈の項で触れたが、叔母の二位局(前上臈)が後見であったらしく、二位局が連れて三条西実隆や東洞院殿(後奈良天皇生母、勸修寺藤子)のところへ挨拶回りに行っている記事が見える(『実隆公記』大永六・七・一三)。

『御湯』享祿四・四・二四に「上らふの御名かへまいらせられてしかるべきよし、この御所より文まいりて、にしの御かたに御なりあり、めてたく御うれしく思ひまらせらるゝよし申さるゝ」とあり、呼び名が西の御方に変えられたという記事が見えるが、その後も上臈と見えるようであり、どのような意味であるのか不明。一五歳になったはずで、一人前の女房となったということであろうか。『御湯』天文一・四・四に父経名の出家のことが見え、四月一〇日に出家(『公卿補任』)の後、この上臈は辞退した可能性が強い。

2. 三条公頼女

『御湯』天文一・二・二二に「上らふいままいりあり、右ふゆうしにて常は院宮の姫になり、三色三かまいる、夜に入て御まいりありて、御さか月つねの御所にて三こんまいる、めてたしくくくくくくくく、やかて御つほねに御さふらひあり」とあり、「右ふ(右大臣三条公頼)の猶子で上臈として出仕したらしいが、その後天文一七年まで活動が確認できるがその後は不明。公頼は、実香の子で、後柏原天皇の上臈の項で触れたように、大炊御門信量にとつて実香は実の甥にあたる。前項の経名の女とともに大炊御門(三条のライン)で上臈を保持していく体制が継続していると見なすことができよう。

(二) 典侍

1. 広橋守子（大納言典侍）

すでに前章で述べたように、前代の大納言典侍広橋守子が、後奈良天皇踐祚後もこの地位にあったが、享祿二（二五二九）年一月、六五歳で亡くなった。

2. 勸修寺尚子（権大納言典侍↓大納言典侍）

前章の（二）典侍の4で述べたように、前代、目々典侍と呼ばれた勸修寺尚子が後奈良踐祚後、権大納言典侍と名を改め、さらに広橋守子死去を受けて、享祿三（二五三〇）年正月二日に大納言典侍となった。

3. 水無瀬具子（新大納言典侍）

前章の（三）内侍の5で述べたように、水無瀬季兼の女具子で内侍として出仕し、新内侍と呼ばれたが、後奈良踐祚とともに広橋守光の猶子として典侍となり、新大納言典侍と呼ばれた。広橋家の典侍として、できれば中継ぎとして守子の跡を継がせたいと考えられていたのかもしれないが、守子が早くなくなってしまい、勸修寺尚子が大納言典侍となってその計画は破たんし、次に述べるように、広橋兼秀の女国子が享祿三年に典侍となると、その後見役を期待されたのではないだろうか。

『御湯殿上日記』では、「新大典侍殿」「新大すけ殿」という名で後奈良崩御の弘治三年までその活動が見られる。

4. 広橋国子（目々↓権典侍）

広橋兼秀（守光子）の女で享祿三（二五三〇）年正月二〇日に典侍として参内した。その日の『御湯殿上日記』には「こよひひろはしおさあい人七さいにて、そとけさんにまいらせらるゝとて御いままいりあり、御

名はめめすけ殿なり、三色三かまいる、つねの御所にて御さか月まいりて、おとなしきあいらしくおほしめす、こよひの御かくらくけんいそかれてしゆつ御なる、こよひの御かくらくけんいそかれてしゆつ御なる、御まへしやうそくくらのかみ、御ともに新大すけ殿御まいるのふんにてあれとも、にわかには御人なくため、すけ殿御まいりあり」とあり、

七歳での出仕で目々典侍と呼ばれることになったこと、この日の内侍所御神楽に出御する天皇のお供に、本来ならば新大すけ殿（水無瀬具子）が参仕するはずだったけれども、急にこの目々典侍国子が代行することになったことが記されている。同日の『二水記』には「典侍俄故障、仍広橋局（故大典侍）遺跡初参（七歳、国子、今日任典侍、兼秀朝臣女）也、依_レ為_二幼少_一從_レ下密々参_二神殿_一、仍内侍（新内）同_レ之云々」と記され、

「故障」を装って代わらせた感がある。天文六（二五三七）年二月二日、一四歳の国子は、権大納言典侍と改名した（『御湯』）。以後「こんすけ殿」として活動が見え、以後弘治三年までこの名で仕え、後奈良崩御の直後（九月一日）出家しており、彼女も結局大納言典侍とはならなかった。

5. 中山興子（新典侍）

享祿三（二五三〇）年二月二日、准后（勸修寺藤子）に連れられて「中山局」とよばれる中山宣親の女興子が内裏に参じた。⁸⁰そして三月三日、正式に参仕することになり、新典侍（新すけ殿）と呼ばれた（『御湯』）。この日の『二水記』及び『実隆公記』によると、興子は以前恵林院殿（足利義植、大永三年死去）に仕え、新中納言局と呼ばれていた女性

であった。また前者には「為庭田局云々」とあり、庭田家の典侍として、恐らく前述のように大永六（一五二六）年に亡くなった庭田源子の遺跡を継ぐ者として参仕したものと推測される。

『御湯殿上日記』では天文一〇年三月一五日まで活動が見られるが、その後活動が見られなくなる。天文一二年三月七日の日記に「新すけ殿、なか／＼のもうきにて、けふ御わうしやうにてふひんにおほしめす」と見えるが、後述するように、この「新すけ殿」は中山興子ではなく、その年の正月二九日に勾当内侍を辞して典侍となった姉小路済子のことのようにある。

6. 勸修寺尹子（新典侍）

天文一二（一五四三）年二月一三日、勸修寺尹豊（尚顕子）の女が典侍として内裏に参仕し、新典侍（新すけ殿）と呼ばれた（『御湯』）。『尊卑分脈』によれば、勸修寺尹豊の女子に、この尹子とは別な女子で「畠山三郎妻」とされる女性があるが、その注に「母典侍興子」と見える。これを信するならば、勸修寺尹豊は自分の妻（だった）興子の代わりに女を内裏に入れたことになる。

この尹子は、『言繼卿記』天文一八・一一・七によれば、一月二日に髪を切って尼寺の岡殿に入ってしまうという事件を起こしている。ただし、天文一九年以後も少ないながら活動が見えるので、この時は復帰したようである。

7. 庭田重親女（目々典侍）

天文一八年二月一九日、故庭田重親の女が典侍として参仕した（『御湯』）。前項に述べたように中山興子の死を受けて、庭田家の典侍の跡を継ぐ者としてであろう。以後、『御湯殿上日記』では「め、すけとの」

として活動が見える。

『御湯』永禄二（一五五九）・八・一九に「め、すけとの第三年にて、三百疋まいらせらるゝ」という記事が見え、目々典侍の三回忌のことが記されているが、二年前の弘治三年八月一九日前後には日記はあるがその死のことは記されていない。九月五日に崩御する後奈良天皇がすでに病気が重くなっており、そちらの記録が中心となって書き落とされたのかもしれない。

（三）内侍

1. 高倉継子（勾当内侍）

前代から引き続き勾当内侍となったが、前述のように後奈良踐祚の翌大永七（一五二七）年九月六日に亡くなった。

2. 姉小路済子（宮内卿↓勾当内侍）

すでに前章で触れたように、前代に卿内侍として仕え、後奈良踐祚後も同じ名前を出仕を続けていたが、大永七年九月一三日、高倉継子の死を受けて勾当内侍に任じられた（『御湯』）。

天文一二年正月二九日、病気で勾当内侍を辞し、典侍に任ぜられた（『御湯』）。『言繼卿記』天文一三年三月七日条には、「提婆品令書写、故長橋局為追善也、送福生庵、四時分罷向令焼香、法華連経云々、前右府入道入見参了」という記事があり、すでにこの時は亡くなっており、その追善の法事が行なわれたことが知られる。前述したように『御湯殿上日記』天文一二年三月七日条には「新すけ殿、なか／＼のもうきにて、けふ御わうしやうにてふひんにおほしめす」という記事があり、天文一〇年それまでの表記からすれば、「新すけ殿」は中山興子と考

えるべきであるが、『言繼卿記』の三月七日と日付が一致し（現存の『言繼卿記』は天文一二年は欠けている）、その日を一周忌と考えた方がよいと思われるので、典侍濟子は天文一二年三月七日に亡くなったのであろう。

3. 下冷泉茂子（新内侍）

前代の新内侍茂子は、後奈良踐祚後も新内侍の名で出仕を続けた。ただし、経済的に苦しかったようで、享祿元（一五二八）年八月、内侍を辞めようとし（『実隆』享祿一・九・一九）、その時は何とか思いとどまらせたようであるが、享祿五年一月、ついに「窮困」によって辞してしまった。鷲尾隆康は日記に「禁中躰毎事有名無実、誠術計尽者也、道理至極也」と記している（『二水記』享祿五・一・一八）。

4. 藤原量子（新内侍↓藤内侍↓勾当内侍）

天文二（一五三三）年一月二〇日、薄（橘）以緒の女が高倉永家の猶子として内侍となり、新内侍と名乗った（『言繼卿記』）。薄家は代々六位の藏人を勤めてきた諸大夫クラスの家であるが、他の下級官人の家と同様に朝廷への様々な貢献を実績として、公卿にはなれないものの従三位には昇れるようになっていた。この時期に内侍を出している家柄より低い自身の家を少しでも上昇させるために、経済的負担を覚悟で女を内侍として送り出したのであり、内裏の方も『御湯』同日条に「御ことかくるにつきて、すゝきむすめひやうへのかみゆうしにさせられてめしいたす」とあるように、先例や家格は守りたかったものの、背に腹は代えられなかったのである。

天文五年二月にも内侍不足で内裏の行事に支障をきたしたようである。『御湯』二・一一には「御神事也、新しいし殿さとへゆかるゝ、さ

し合なり、いよ殿もまたきやうふくにてさとへゆかるゝ、十五日の御はいすきてをのゝかへりまいる、めてたしゝ」とあり、ただでさえ少ない内侍なのに、新内侍や伊与らが差し障りで不在となり、神事スタッフが不足したのであろう。結局この日、新内侍量子の妹を内侍として参仕させることになり（『言繼卿記』二・一二）、翌日五条為学の猶子として出仕して目々内侍と呼ばれることになった（『御湯』二・一三）。しかし、まだ妹の方は見習いのようなもので正式な内侍ではなかったようである。

次の史料⑨に見えるように、内裏は内侍不足を補うためにいろいろ声をかけたが応じる者がなかったため、天文一年二月一日、無理を承知でこの薄家からもう一人内侍を出すように命じた。

⑨「ないし殿、藤ないし殿ひとりにて御事かくるにつきて、あなたこなたおほせられともなきにつきて、新しいし殿のいもうとをまいらすへきよし色／＼おほせられとも、兩人までむすめまいらせ候事はめいわく候よし申さるゝ、しかれともせひにまいらせ候はてかなふましきよしおほせられてめしいたす」（『御湯』天文一・二・一八）

さすがに薄家側も渋ったが、内裏側も強硬だったようで、翌二月一日、仕方なく量子の妹の目々内侍を正式に参仕させることになった。こちらが新内侍と呼ばれることになったので、元の新内侍（量子）は藤内侍と呼ぶことになった（『御湯』二・一九）。

翌天文一二年二月一日、前述したように勾当内侍姉小路濟子の辞退により、この高倉量子がその跡を継いだ。以後、弘治三年までその任にあ

り、九月五日の後奈良崩御後、『御湯』弘治三・一二・一に「まへのなかはし」と見えるので、崩御を機に辞したものと推測される。

5. 菅原好子（目々内侍↓新内侍）

前項で述べたように、薄以緒の女で量子の妹であるが、五条（菅原）為学（菅原）の猶子として内侍に出仕した。最初は目々内侍と呼ばれたが、天文一二年二月一九日に正式に出仕して、新内侍（名字好子）と呼ばれた（『言継卿記』）。以後弘治三年までこの名での活動がうかがわれる。

（四）その他

1. 播磨（賀茂貞子、今参）

前代の播磨の跡を継いだ賀茂貞子が「御いままいり」「御いま」などと呼ばれ、参仕を続けている。すでに前章で触れたように、『御湯殿上日記』天文五年三月一六日条に「御いままいり十四日にはりま殿になさる」と見え、三月一四日に播磨の名を継いだ（賀茂貞子）が、その後、天文六年までは確認できるものの、七年以降は見えなくなる。死去したのであろうか。

2. 伊与（和氣就子とその妹）

前代からの伊与局和氣就子が後奈良実践祚後もその地位にあったが、『御湯殿上日記』天文一二年六月一日に「いよ殿へいかう（和氣就子）といまたおさなきとて、まつかいたりにて、いよ殿へあつきのふんにまいらせらる」とあるように、就子の妹が跡継ぎとして決まったがまだ幼いのでひとまず局で預かるような形になったらしい。以後、『御湯殿上日記』などで「御いままいり」として見えるのが、この伊与の妹ではないかと考えられるが、『御湯』天文一八・五・三に「いよ殿のあつき、なか

らいゆうしをしてまいらする、御いままいりあり、まいる、三色三かしん上」とあるように、天文一八年に半井家（奥野氏は半井明英とする）の猶子として正式に参仕するようになったようである。

就子も弘治三年（二五五七）までその活動を追うことができるが、弘治二年ごろから病気がちだったらしく（『言継卿記』永禄一・七・一二）、弘治三年九月五日後奈良崩御後まもなく出家してその地位を離れ、永禄元年七月一二日に六二歳で亡くなった。

おわりに

これまでの結果を各天皇ごとに一覧表を作って整理すると表3〜5のようになる。

○が在任が確認される年、△は該当の上臈以下の職名とは異なった職で内裏女房として出仕している場合（例えば内侍から転じて典侍に昇ったような場合）、×は史料的に確認されない年、？は在任が想定されるが史料的に確認されない年。これらの記号の下に女房名や出家・死去などの情報を付しておいた。

この表の分析は後日の課題としたいが、参考までにまでに各表の一番下段に1年ごとの女房数を出してみた。『御湯殿上日記』が残り始める文明九年以降を見ると、表3の後土御門天皇期は大体一人一人から二人、次の後柏原天皇期は一人一人から一人一人、そして後奈良天皇期は八人から九人がやつとという感じである。これは当時の内裏の経済状態を反映していると見てよいのではないだろうか。

表4 後柏原天皇時代の女房

職名	年	女房名																											
		明 応 9	文 龜 1	文 龜 2	文 龜 3	永 正 1	永 正 2	永 正 3	永 正 4	永 正 5	永 正 6	永 正 7	永 正 8	永 正 9	永 正 10	永 正 11	永 正 12	永 正 13	永 正 14	永 正 15	永 正 16	永 正 17	大 永 1	大 永 2	大 永 3	大 永 4	大 永 5	大 永 6	
上臈	大炊御門信量女	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
典侍	広橋頭子 (前代の大納言)	○	○死	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	広橋守子 (前代の権大納言)	○	○大納言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	勸修寺藤子	○	○新大納言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	庭田源子	○	○新典侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○死
	勸修寺尚子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○目々	○	○	○	○	○	○	○	○
	四辻春子 (元勾当内侍)	△	○民部卿	○	○	○死	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	東坊城松子 (元勾当内侍)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○出	△	△	△
内侍	東坊城松子	○	○中内侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高倉継子	○	○藤内侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	姉小路济子	×	○新内侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	東坊城和子	×	○目々	○	○	○	○	○	△	△左衛門内侍	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	水無瀬具子	×	×	×	×	×	×	×	×	○新内侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河鱈清子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○新内侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下冷泉茂子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○新内侍	
	命婦他	播磨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○死	×	×	×	×	×	×	×	×
賀茂貞子 (播磨局相続)	×	×	×	×	×	×	×	×	○今参	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
伊与 (和氣就子)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
女房数	10	12	11	11	11	10	10	10	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	11	11	11	10	11	11	10	11	

表5 後奈良天皇時代の女房

職名	年	女房名																															
		大永6	大永7	享禄1	享禄2	享禄3	享禄4	天文1	天文2	天文3	天文4	天文5	天文6	天文7	天文8	天文9	天文10	天文11	天文12	天文13	天文14	天文15	天文16	天文17	天文18	天文19	天文20	天文21	天文22	天文23	弘治1	弘治2	弘治3
上臈	大炊御門経名女	○上臈	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三条公頼女	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○上臈	○	○	○	○	○	?	?	?	?	?	?	?	?	
典侍	広橋守子	○大納言	○	○	○死	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	勸修寺尚子	○権大納言	○	○	○	○大納言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	水無瀬具子	○新大納言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	広橋国子	×	×	×	×	○目々	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中山興子	×	×	×	×	○新典侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	勸修寺尹子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○新典侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	庭田重親女	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○目々	○	○	○	○	○	?	?	?	?
内侍	高倉継子	○死	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	姉小路济子	○卿内侍	○勾当内侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	下冷泉茂子	○新内侍	○	○	○	○	○辞	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	藤原量子	×	×	×	×	×	×	○新内侍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	菅原好子	×	×	×	×	×	×	×	×	○目々	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
命婦他	播磨(賀茂貞子)	○今参	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	和氣就子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	和氣就子妹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○今参	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
女房数	9	8	8	8	9	9	9	9	9	9	10	10	9	9	9	9	8	7	8	8	8	8	8	8	9	9	9	9	8	8	8		

戦国時代禁裏女房の基礎的研究 (松園)

注

- (1) 奥野高広「官女」(『皇室御経済史の研究』畝傍書房、一九四二)
- (2) 吉野芳恵「室町時代の禁裏の女房―勾当内侍を中心として―」(『国学院大学大学院紀要』一三、一九八二)、同「室町時代の禁裏の上臈―三条冬子の生涯と職の相伝性について―」(『国学院雑誌』八五―二、一九八四)、木村洋子「後土御門天皇の大納言典侍・広橋頭子について」(『総合女性史研究』七、一九九〇)、木村洋子「室町時代中・後期女房職相伝をめぐって」(『家・社会・女性』吉川弘文館、一九九七)
- (3) 湯川敏治「御湯殿上日記」に見る宮廷の女性たち―文明期を中心に―(『戦国期公家社会と荘園経済』続群書類従完成会、二〇〇五、初出二〇〇二)
- (4) 神田裕理「織田期における後宮女房について」(『家・社会・女性』吉川弘文館、一九九七)
- (5) 内裏に同居している若宮などと呼ばれる「東宮」的な地位に在る皇子にも上臈とされる女房が仕えていたが、「御あちや〜」「御阿茶々」(『御湯』『親長卿記』の文明一〇・四・二)などと呼ばれていた。
- (6) 『看聞日記』永享四・六・八に「抑裏辻大納言入道一両日逝去云々、室町殿御意不快、家領等被召放令牢籠、大略餓死歟、不便々々、息女上臈禁裏祇候退出云々」とあり、その父実秀は足利義教の不興を買って家領を召上げられ、上臈も一旦禁裏を退出しているが、その後復帰したらしい。
- (7) 『尊卑分脈』三条系図文明一一年奥書。
- (8) この辺の事情については、末柄豊「洞院公数の出家」(田島公編『禁裏・公家文庫研究第一輯』思文閣出版、二〇〇三)参照。
- (9) 『親長卿記』文明五・一〇・二二、「実隆公記」天文二・一・一一によれば、この皇女は富子に養育され、保安寺に入室し、天文二年正月三日に亡くなっている。
- (10) 『親長卿記』文明六・三・二八に「東御方(御臺御方)上臈、花山院中納言政長卿姉妹也、一兩年咫尺龍顔、姫宮一人降誕」と見え、東御方としての活動が確認される。
- (11) 『実隆公記』文明七・六・二二に「東御方(花山院局)自夜前令候

禁中之局(今度新造)給」と見えている。

- (12) 『御湯』文明一四・閏七・七。
- (13) 『御湯』文明一六・八・四。
- (14) 『実隆公記』永正一〇・八・一七。
- (15) 『親長卿記』文明三・四・七。
- (16) ただし、『御湯殿上日記』では、「御まいり」という表現が多いので、内裏内に局を持たず、外の邸宅から通っていたと推測される。
- (17) 『御湯』延徳二・八・一八。
- (18) 正月二六日のメンバーは、上臈・大納言典侍・新典侍・勾当・阿茶々・中内侍・伊与、五月一〇日は、上臈・旧上臈・大納言典侍・権大納言典侍・勾当・伊与・御今参、一〇月八日は、旧上臈・上臈・大納言典侍・勾当・中内侍・御今参・新大納言典侍であった(以上『御湯』による)。
- (19) 『親長卿記』文明三・一・一五。
- (20) 『看聞日記』永享六・七・一九、一〇・二九。
- (21) 『後法興院記』文正一・四・一九。
- (22) 注(2)木村一九九〇
- (23) 『師郷記』四・一四、『看聞日記』四・一四。
- (24) 『看聞日記』永享七・四・一九にやはり賀茂祭の典侍として「日野故中納言秀光卿息女(十四歳)」は参仕しているが、先ほどの頼子より年長であり、別人とも思われるが、貞成の勘違いの可能性もある。
- (25) 秀光は、『公卿補任』によれば、永享三年に家秀と改名し翌年、「依所勞危急」により権大納言を宣下された日に三二歳で亡くなっている。恐らく世間にか秀の名が広まる前に亡くなってしまったため、秀光の名で、おまけに大納言ではなく中納言として表記されたのであろう。
- (26) 『親長卿記』文明三・二・二。
- (27) 日記が残り始める文明九年から一八年までに多い。
- (28) 『実隆公記』文亀一・四・七に「今熊野辺勸進猿樂今日第三日歟、今春大夫施其芸云々、内裏女中衆等見物云々、尤不可然事也、故大納言典侍在世女中進退等不可容易、当寺每事自由歟、甚不可然之事也、莫言々々」と見えるように、三条西実隆は、後柏原天皇の時代となって内裏女房たちが連れ立って勸進猿樂の見物に出かけたことに対して、大納言典

侍が在世中にはこのような綱紀の緩みはなかったと嘆いている。

- (29) 『親長卿記』 文明三・一一・一九。
- (30) 後柏原天皇と「御一腹」の尊傳法親王は、文龜四年正月二六日病が重篤となり、翌二七日、三十三歳で亡くなっており(『二水記』『宣胤卿記』)、逆算すると文明四年の誕生と考えられる。
- (31) 『康富記』 享徳四・一・九に見える「大館兵庫頭」の妹(持房の女)が生んだ義政の「姫君」ではないかと考えられる。この時、朝子は一九歳であつた。
- (32) 亡くなる前日に、従三位に叙されたので、『御湯』では「三位殿」に変わり、その亡くなったことが記録されている。
- (33) 『親長卿記』 文明三・五・七。
- (34) 『御湯』 文明一五・八・一九に「宮の御方もなりて御ひし／＼とまいる、この御つゝてに御あいけさむとりまいらせらるゝ」とあるが、この日に見参した「御あい」(御愛)が元の名であろう。
- (35) 『親長卿記』 文明一七・四・三〇。
- (36) 『実隆公記』 文明一八・九・二八。
- (37) 『御湯』 延徳一・九・一三、『実隆公記』 一一・七。
- (38) 『御湯』 明応九・一〇・一三。
- (39) 『御湯』 天文一一・四・二〇に「三ゝ殿御わうしやうあり」とあり、天文十一年四月二〇日に亡くなったらしい。『言継卿記』 天文一三・四・一九には「今日故三位局第三回忌之間、為各法花経頓写被遊了」と見えており、前日の四月一九日の可能性もある。
- (40) 注(2) 木村一九九七。
- (41) 注(2) 吉野一九八二。
- (42) 『後法興院記』 文正一・四・一九。
- (43) 『看聞日記』 永享一三・一・一三に「新内侍(故永盛卿息女)」とあり、嘉吉三・一二・二二まで新内侍として日記に現われる。新内侍は、この正月一三日に義教の不興を買つて禁裏を退出したが、すぐに室町殿のみの参仕の停止となり、禁裏に帰参した(同一・一五)。
- (44) 『親長卿記』 文正一・一〇・五。
- (45) 『御湯』 文明九年以降に見える新内侍は次の項で述べる東坊城松子である。

戦国時代禁裏女房の基礎的研究(松園)

る。

- (46) 『実隆公記』 文明八・二・九、五・七に前述の長橋局の官女小督と共に実隆邸を訪れている「目々」はこの益長女であろう。
- (47) 『御湯』 明応九・一一・二六から『言国卿記』 明応一〇・二・一六まで。なお、『御湯』 明応九年一〇月一二月については、是澤恭三「御湯殿上日記の研究 伝播編」(『日本学士院紀要』 一五・三、一九五七)に拠つた。
- (48) 『御湯』 同日条に「右衛門内侍殿御さん大事のよしきこしめすなから、ことなることまては御かくこもなきに、こよひ四のすきほとにとかくのよし申さるゝ、おとろぎなきおほしめす、なかは三十日の御いとま御申あれとも、あまりに御人なきにとてかへり御まいり、くはう、わたくしかなしみと申、かた／＼御そてをぬらすことかきりなし」と見える。
- (49) 『後法興院記』 文正一・四・一九で従五位上に叙されている「賀茂尚子(蔵人)」は彼女の母もしくは叔母にあたる女性かと思われる。
- (50) 『実隆公記』 永正六・六・二〇、六・二二。
- (51) 『看聞日記』 永享六・七・一九。
- (52) 『看聞日記』 文安四・一一・二八。
- (53) 『実隆公記』 長享二・五・二五に「伊予(命婦也、故女院撫育之人也)」と見え、四月二八日に崩じた嘉楽門院の素服を与えられた女院所縁の人数に含まれている。
- (54) 『薩戒記』 応永三三・四・二六、八・三二、一〇・二二、『兼宣公記』 応永三三・六・五など。
- (55) 『実隆公記』 永正六・六・二〇に「明応九十二月当代」伊与新参之時」とある。
- (56) 『実隆公記』 文龜一・一〇・九。
- (57) 松園斉「室町時代の女房について―伏見宮家を中心に―」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要・人間文化』 二八、二〇一三)
- (58) 『御湯』 明応四・三・二六、三・二七。
- (59) 『御湯』 明応四・六・一七、六・二〇。
- (60) 『実隆公記』 永正三・一〇・一八に「抑上臈局、此間連々右幕下息女新参事有被談之字細、当年先被聞者可然、明春可有其沙汰候哉之由

申談、被_レ詰、尤可_レ然、其間事難_レ尽_ニ筆端_一矣」と見える。

- (61) 『実隆公記』大永五・九・七、一一・一一。
- (62) 『実隆公記』享禄二・八・一二、一〇・一〇、一〇・一三。
- (63) 『実隆公記』文明一六・九・六。
- (64) 『御湯』明応三・一〇・二一「てんかくのこと、御あちやくく・御あい、同明応五・九・一四「御あちやくく」と見える。
- (65) 『実隆公記』大永六・四・二五。
- (66) 『御湯』明応三・一〇・二二「御あい」、『実隆公記』明応七・九・一六「御愛」。
- (67) 『実隆公記』永正三・五・二二。
同前永正六・八・二、八・六。
- (68) 『二水記』大永六・三・五、『実隆公記』大永六・三・一一。
- (69) 『御湯』大永六・五・五に見える「こんすけ殿」が初見。
- (70) 『実隆公記』二・六、『二水』二・八。
- (71) 『御湯』大永六・七・二四「かん三るとの」、九・二八、同七・一一・十一、同八・八・一八など。
- (72) 『実隆公記』享禄二・九・一二、九・二〇。
- (73) 『二水記』大永六・三・五、『実隆公記』大永六・三・一一。
- (74) 『御湯』大永六・五・五に見える「こんすけ殿」が初見。
- (75) 『実隆公記』永正八・一二・七、『後柏原天皇日記』永正九・一・四、一・一九。
- (76) 『御湯』大永八・一二・九に「はりま殿十三ねんにて、御いままいりに百疋たふ」という記事が見え、この日が播磨局の一三回忌と考えられるのでそこから逆算した。
- (77) 『二水記』では二・一四に見える。
- (78) 『御湯』天文一九・四・一一、同二二・一・三、弘治三・三・二五。
- (79) 『尊卑分脈』の勸修寺尹豊女子尹子の注の「但退出、為結城進齋妻」と

あるように、退出して結城進齋という人物の妻となつたらしいが、どの時点かは不明。

- (80) 『言継卿記』天文二一・三・一に「長橋老屈之間、氏直・懷世兩人為扶持_二被_レ付候_一と見えるように、勾当内侍も老齢で内侍所御神楽などの神事への参任に困難を生じていたようである。

- (81) 『言継卿記』天文一九・五・一五に「自_三伊与局、御新参所勞氣之間、可_レ来_レ之由有_レ之間、罷向脈取_レ之、引_レ風頭痛熱氣有_レ之、葉之事被_レ申候間、人敗に加白芷・荊芥、三包遣_レ之」と見えるように、山科言継は伊与に「御新参」が病氣なので診察を頼まれて出かけ、葉を処方している。